



「ほうじょう」コラム

題 船長執筆「超小型ドローン神奈川の海へ羽ばたけ！」

船長 西村竜雄

令和2年4月、水産技術センター（三浦市）から異動しました西村と申します。就任以来、漁協や市場、そして浜を回り、数多くの漁業従事者や関係機関の方々にご挨拶させて頂いたところ、皆さんにとっても暖かく迎え入れて頂き、大変感謝しています。

一生住んでも良いと思える城下町小田原。最高のメンバーに囲まれた職場環境下で、地域や、県水産業の振興に貢献したいと強く再認識した次第です。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本題に入りましょう。

当時は水産工学に力を入れていることから、調査船「ほうじょう」も工学分野の調査に特化した船舶を目指しています。

令和2年6月、2号機となる超小型の空中ドローン「DJI MAVIC MINI」（下写真）を導入しましたのでご紹介いたします。

このドローンの箱を開けた瞬間の印象は、とにかく「可愛い！」。

本体の長さはシャープペンとほぼ同じ（写真1）で、手のひらに収まるサイズです（写真2）。機体重量はわずか199gしかありません。

私は動物性アレルギーなので、残念ながら動物を見ても可愛いとは思わないのですが、このドローンを見た瞬間、小鳥のように可愛い！と思いました。この感覚は数年ぶりです。笑



写真1 DJI MAVIC MINI



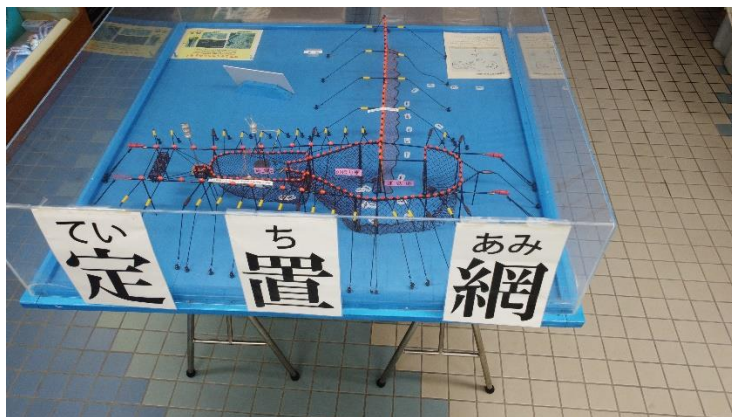
写真2 組み立てても手のひらサイズ

ドローンを飛ばした人はご存知かもしれませんが、機体色が白や青だと、空と同化してしまい、機体を見失うことがあります。しかも、小さい機体だとなおさらです。

ドローンは操縦者からの有視界飛行を原則としています。そのため飛行距離を伸ばしたく、写真3のように、目立つ色で機体を塗りました。



写真3 塗色後の状況



定置網模型上を飛ばして撮影練習（ドローンにて撮影）

なお、このドローンを導入するにあたり、以下に挙げる4点を考慮しました。

1 調査船へ常時搭載することで、いつでも撮影が可能

調査船へ常時搭載することで、赤潮や白潮、河川濁流水など、必要な時にいつでも撮影が可能です。超小型なので陸上のどこへでも簡単に持ち運びが可能です。

2 法令（航空法）の規制対象外

総重量 200g 以上のドローンは法令により、飛行禁止エリアや高度、操縦者経験など様々な規制を受けます。しかし、このドローンの総重量は 199 g。だから、法令の規制を受けず、いつでも、誰でも、どこでも、フライトが可能です。

3 費用対効果

他の本格的なドローンに比べて安価であるにもかかわらず、当場で使用するには十分な撮影能力や飛行能力を有しており、費用対効果が大きい。

同ドローンを扱った動画サイトでは往復 4,000m の飛行を確認しています。

4 操縦者の練習機として

航空法の適用を受ける総重量 200g 以上のドローン（当场保有の 1 号機が該当、以前のコラム参照）の飛行許可申請をする場合、操縦者は 10 時間以上の操縦経験を要することになっています。本機のフライトでは規定時間の加算は出来ませんが、十分な操縦経験を得ることが可能です。

新たに我々の仲間となったこの空中ドローン 2 号機は、例え身体は小さくても、大きな結果を出せる能力があるはず。1 号機が、そしてこの 2 号機が、神奈川の海に羽ばたき、我々の期待に応えてくれることでしょう。

乞うご期待！



小さな相棒
神奈川の海へ羽ばたけ！